

入札説明書

「大腸腫瘍患者へのアスピリン（100mg/day）による発がん予防大規模臨床試験」参加者へのニュースレター、服用日誌の印刷、書類と返信用封筒の封入並びに発送業務の代行サービス

（平成30年7月10日付公告分）

京都府立医科大学

この入札説明書は、京都府公立大学法人が発注する業務の委託に係る契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

「大腸腫瘍患者へのアスピリン（100mg/day）による発がん予防大規模臨床試験」参加者へのニュースレター、服用日誌の印刷、書類と返信用封筒の封入ならびに発送業務の代行サービス（以下「J-CAPPStudyII 発送等業務の代行サービス」という。）委託業務

(2) 委託業務の内容

別添業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日～平成31年3月31日

(4) 納入場所

京都府立医科大学分子標的癌予防医学大阪研究室

2 契約者

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

3 担 当

〒602-8566

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465

京都府立医科大学事務局経理課調達担当

電話番号 075-251-5220

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) （公告文3(1)に同じ）

(2) 6に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 発送用封筒と服用日誌と返信用封筒の患者名及び患者番号に相違がない

か、確実に確認ができる具体的な仕組みを持っており、なおかつその仕組みを明確に説明できること

5 入札説明書の配布日時及び場所

(1) 日 時

平成30年7月10日（火）午後1時から

(2) 場 所

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465

京都府立医科大学事務局経理課調達担当

6 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の受付

ア 提出期間

平成30年7月10日（火）から平成30年7月20日（金）までの間
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所

5(2)に同じ

(2) 申請書等

日本語で記載された次の書類を各1通、持参により提出すること。

ア プライバシーマーク付与事業者であることが分かる書類

イ 発送用封筒と服用日誌と返信用封筒の患者名及び患者番号に相違がないか、確実に確認が出来る具体的な仕組みを明確に説明できる書類

ウ 商業登記簿（履歴事項全部証明書、証明日から3ヶ月以内のもの、法人のみ）

(3) 申請書等に関する説明及び協議等

入札者は(2)の資料について、開札日の前日までの間において、申請書等に関する説明及び協議を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(4) 入札参加資格の確認通知

確認申請書の受付後、京都府立医科大学は平成30年7月24日（火）

までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵便により通知する。

(5) その他

申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時

平成30年7月27日（金）午前10時

イ 場 所

経理課・総務課共用会議室（大学本部棟1階）

(2) 入札方法

ア 入札書は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

また、入札書には入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人である旨並びに当該代理人の氏名を記載するとともに、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておかなくてはならない。

ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「J-CAPP StudyII 発送等業務の代行サービス」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後、予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、辞退届を郵送又は持参により事前に提出することにより、入札に参加しないことができる。

(3) 郵送による入札方法

- ア 郵便の種類は書留郵便とし、7月26日（木）17:00 必着とする。
- イ 封筒は、二重封筒とし、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、表封筒に「J-CAPP StudyII 発送等業務の代行サービス一式 入札書在中」と記載するとともに、確認結果通知書又はその写しを同封し、京都府立医科大学事務局経理課長あての親展とする。
- ウ 再度入札に参加を希望するときは、再入札書を入れた別の中封筒に直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、「J-CAPP StudyII 発送等業務の代行サービス一式」と記載したものを表封筒に同封する。
- エ 再入札書を同封しなかったときは、再入札を棄権したものとみなす。
ただし、郵便により入札したにもかかわらず、開札に立ち会った場合はこの限りでない。
- オ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。
ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札書の訂正

入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書の引換等

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 不公正な入札

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(7) 仕様書等の説明

入札者は、入札説明書並びに別紙仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を

申し立てることはできない。

(8) 入札書及び入札書別紙に記載する金額

入札金額は、「J-CAPP StudyII 発送等業務の代行サービス 一式」の金額を記入することとし、入札金額には一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書別紙に記載された金額（単価）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出することとする。

(9) 開札

ア 開札は、7(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及びアの立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 告示に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 申請書等の提出を履行しなかった者並びに同資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札書の受領期限までに到達しなかった入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

カ 金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱した、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者の入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府公立大学法人会計規則（以下「規則」という。）第 34 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が平成 30 年 8 月 3 日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金

免除

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

免除

12 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

13 その他

前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。